

酒類業者に対する支援について

日頃より酒類産業行政をはじめ、税務行政全般に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（協力要請推進枠）を活用した酒類販売事業者に対する支援につきましては、これまで、中小企業庁の「月次支援金」（売上50%以上減で、法人最大20万円、個人最大10万円）について、都道府県がその①要件緩和（売上30%以上減）や②上乗せ支援（2倍まで）を行う場合、その8割を国が負担することとされております。

酒類を提供する飲食店への休業要請という厳しい措置が足掛け3ヶ月に及ぶなど、酒類販売事業者の経営は更に厳しさを増していると考えられます。

このような状況を踏まえ、酒類販売事業者に対する支援を充実することとされ、具体的には、

③ 売上70%以上減で、上限額の更なる上乗せ（3倍まで）により支援する場合は追加されました。

各地域の実情に応じて酒類販売事業者に対する支援を積極的に行っていただくよう、国税庁から都道府県に対して依頼を行っており、多くの都道府県において具体的な支援策の検討が進められているところですが、今般、新たな措置を含む支援策を併せて活用いただくことについて、改めて国税庁より都道府県に対して依頼することとしております。

引き続き、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

令和3年6月18日

国税庁長官官房
審議官 木村 秀美

<担当>
国税庁課税部酒税課
企画専門官 清水 大樹
連絡先 03-3581-4161(内3734)